

1 2 月定例連絡委員幹事会 会議録

※会議録関係部分のみ記録

日 時：令和6年12月3日（火）午後3時～

場 所：市役所2階 会議室1

出席者：連絡委員正副幹事12名

：事務局4名

：議題説明者2名

傍聴者：2名

会議内容

1 市民憲章唱和（副代表幹事）

2 代表幹事あいさつ

3 議題

(1) 民生委員の一斉改選について（お願い）（福祉課）

正副幹事：65歳で働いている方も多く、選考に難儀している。65歳で区切られてしまうと難しい。

説 明 者：65歳は目安の年齢として考えていただければ。

正副幹事：民生委員への手当はでるのか。

説 明 者：国の方から、費用弁償といった形ででる。一般的にはボランティア。

正副幹事：推薦は、連絡委員から出すのか。

説 明 者：連絡委員から推薦をいただく形を国でも取っている。町内会に丸投げという形ではなく、民生委員と協力して実施していただければ。

正副幹事：民生委員を町内会から推薦するというのは、どうなのか。町内会の責任のもと実施するのか。

説 明 者：責任というと堅苦しくなってしまうが、民生委員の仕事について町内会と民生委員と一緒に説明に行くパターンが多いと聞いている。

正副幹事：民生委員の活動を連絡委員は知らない。町内会から推薦するというのは違和感がある。

説 明 者：民生委員は民生委員の仕事については熟知しているが、地区に適任者がいるかどうかまでは把握が難しい。

正副幹事：民生委員、町内会長、どちらが主となって推薦するのか。

説明者：町内会の名前で推薦いただくことになっている。

正副幹事：民生委員が主体となり、町内会が町内の方の推薦に協力するという形なら理解ができる。内容を知らない中推薦するというのはどうなのか。

正副幹事：自分の地区では、退職予定の民生委員さんを部長会にお招きし、民生委員の仕事について話してもらう予定がある。町内の方も、誰が民生委員をやってみえて、どんな仕事をしているか知らないので、せめて部長だけでも知っておこうという認識のもこの形をとっている。

正副幹事：現民生委員さんも、以前町内会からの依頼を受けて引き受けていると思われる。以前頼まれてやったのだから、次の方を探すのは町内会がやってほしいという話になってしまうのでは。どっちが、ということではなく、現民生委員さんを巻き込んでやっていくしかない。次年度連絡委員にはこの件を引き継ぐが、民生委員の活動内容が分かるようなチラシなどを作成して、来年の幹事会で依頼をする際に配っていただき、きちんと説明いただきたい。

説明者：承知した。費用の件なども含め、次年度4月の幹事会に資料を用意し、分かりやすく説明させていただく。

正副幹事：民生委員さんには、町内会に依頼しておいたので町内会が探してくれるというような言い方はしないでいただきたい。

説明者：民生委員には、専任の地域では後任探しに協力してもらうようにお伝えをしてある。

正副幹事：民生委員と町内会長で、一緒に行きに行くのは良いと思う。どうしても後任者が見つからない場合は町内会も一緒に探すか、まずは民生委員さんの活動の中で後任の方を明示しながらやってくださっていると思われる。そのような方をまずは推薦できれば。もちろん町内会も協力して行きに行くのは良いと思う。

正副幹事：町内会に1人という感覚か。

説明者：仰る通り、地区に1人選出している。

正副幹事：主任児童委員の推薦基準は55歳未満となっているが、54歳でも問題ないということか。

説明者：問題ない。

正副幹事：年々、選出が困難となっている。そのあたりをどうするのか、検討しておいていただきたい。

説明者：若い方だと子育てや仕事などで忙しく、昔のように引き受けるのが難しいと認識している。国としても、色々検討しているとの報道などがでているが、まだ結論が出ていないのが正直なところ。

正副幹事：主任児童委員の仕事がとても多く、大変と聞いている。

説明者：負担軽減など、今やっている方の意見も聞きながらすすめていきたい。

(2) 町内会（自治会）加入世帯調査について（お願い）（環境課、地域協働課）

正副幹事： 去年は区民館にお持ちいただき、それから各班に振り分けたがかなり重労働だった。各班長のところにもってきてもらうことは出来るか。

説明者：各班長のところとなると、数が多くて厳しい部分がある。各町内会単位で配布している地区はある。

正副幹事：町内会単位で配布いただくとことは可能か。

説明者：配送の都合もあるので、今回の希望があったことを踏まえ検討させていただく。

正副幹事：現在、広報を町内会長宅にもっていつていただいている。同様に町内会長宅にもっていつてもらうことは可能か。

説明者：区民館に配達することが多いが、地区による。また仕分けやスペースをとる関係から、区民館に配達を希望している地区もある。メリット、デメリットがそれぞれある。

正副幹事：町内会長の意見を聞き、連絡する。

説明者：承知した。決まり次第、早めにご連絡いただけると有難い。

正副幹事：町内会に未加入の方は、ハガキを市役所にもってくることで何枚もらえるのか。

説明者：80枚だが、年度末が近づくと枚数が減る。

正副幹事：集合住宅の場合、一棟のうち数軒を社宅で借りていて、会社から町内会費が一括で振り込まれているところもある。その場合は、どのように記載をすればよいのか。

説明者：社宅に入っている世帯数を分かるように記載願いたい。

正副幹事：住民票の有無を確認するとのことだが、社宅として住んでいる人が誰なのかまでは特定出来ないのでは。

説 明 者：住民票のあるところに配っていただきたいので、記載いただいたアパートの居住実態をお知らせさせていただく。ただ、社宅等の件もあるので、町内会で把握している数を記載いただければ、その分のゴミ袋はお渡しさせていただく。

正副幹事：アパート 1 棟のうち、数軒が社宅で、社宅として一括で町内会費を支払っている場合、町内会加入者と非加入者が混在することになる。非加入者にはハガキが届くという事だが、誰に対してハガキを出すのか。当該アパートにおける加入者を一人ひとり書かなければ、環境課としてもハガキを出す相手が分からないのではないのか。

説 明 者：分かれば記載いただきたい。そのようなケースではアパートとしての全戸加入ではなくなるので、町内会側で社宅として住んでいる方が分からないという事であれば、環境課まで報告いただきたい。

正副幹事：事務所等で、町内会のゴミ袋が欲しいから入っているところもある。今年配れないとなると、説明が必要。案内文書等をいただきたい。

説 明 者：承知した。2 月頃に合わせて案内をさせていただく。

正副幹事：年度当初に町内会加入依頼を事業所に行ったが、ゴミ袋が今年度はもらえない旨は伝えていない。年度末にいきなりは厳しい。

説 明 者：段階的でないと難しいことは承知した。また、予備は 3 部お渡しするが、町内会ごとに状況が異なることも承知した。またご相談いただければ。

正副幹事：世帯がある店舗なのかどうか、わからない

説 明 者：ご相談いただければ。

正副幹事：今回頂いたリストは、昨年度リストからどういった方が消去されているのか。

説 明 者：転出者、事業所、全戸加入のアパート分を抜いてある。

正副幹事：事業所等にも説明する必要がある。昨年度のリストから、削除した方の一覧が欲しい。

説 明 者：承知した。1 月にお渡しする。

- (3) 令和 6 年度区民館等運営事業補助金実績に関する中間報告書の提出について（依頼）

4 その他

- (1) 日本赤十字社碧南市地区活動費（社資）について（社会福祉協議会）
- (2) 令和 7 年碧南市交通安全市民大会の開催について（地域協働課）